

高石市教育委員会定例会会議録

(令和8年2月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和8年2月18日 午後3時00分
閉 会	令和8年2月18日 午後3時42分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 山 本 圭 作 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 委 員 : 西 村 朋 恵
事務局職員	参与併教育部理事 : 山 本 富 之 教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長 : 沼 守 政 光 教 育 部 次 長 : 石 栗 雅 彦 教 育 部 次 長 : 山 崎 陽 子 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 吉 村 智 博 学 校 教 育 課 長 : 菅 原 庸 晴 教 育 総 務 課 長 代 理 : 水 谷 亘 社 会 教 育 課 参 事 兼 課 長 代 理 : 船 富 学 学 校 教 育 課 参 事 兼 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 黒 井 将 典 こ ど も 家 庭 課 長 : 乾 直 史 子 育 て 支 援 課 長 : 米 山 秀 公

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 高石市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長	<p>議案第1号「高石市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。</p> <p>本議案は、米の価格をはじめ、食材価格全般にわたり物価高騰が続いていますので、令和8年度についても一食当たりの給食費として、学校給食費の額の改正を行うものです。</p> <p>なお、施行期日は、令和8年4月1日としています。</p> <p>次に、主な改正内容について、説明します。</p> <p>3ページの新旧対照表のとおり現行と比較して、小学校については、一食当たり50円、中学校については、一食当たり55円の値上げとしています。</p> <p>現在、実施している給食費の無償化及び補助については、附則で規</p>
--------	---

	定しているとおりに、令和8年度においては、中学校の給食費は、無償化を継続するとともに小学校の給食費についても、国の給食費負担軽減交付金の活用及び同交付金の上限を超えた物価高騰分に対しても補助を行い、市内小中学校の給食無償化を実施します。
採決	可決

・ 議案第2号 高石市教育委員会通則等の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長	<p>議案第2号「高石市教育委員会通則等の一部を改正する規則の制定について」説明します。</p> <p>本議案は、昨年12月の市議会定例会において、令和8年4月1日から教育委員会事務局内にこども未来部を設置するため、高石市子ども・子育て会議条例の一部が改正されました。これに伴い、教育委員会事務局の組織及び所管事務等について所要の改正を行う必要があります。関係する教育委員会通則及び規則を改正するものです。</p> <p>議案第2号の改正内容について、説明します。</p> <p>7ページから9ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第1条改正として、高石市教育委員会通則の一部を改正するもので、こども未来部の創設に伴い、第4条中の「室」及び「こども未来室」を削除し、部にこども未来部を追記します。</p> <p>次に、こども未来部の創設及び室長の補職が廃止されることから、第6条中の「室」及び同条第2号の「室長」を削除し、次号以降を1号ずつ繰り上げ、第7条中の「室長」を削除しています。</p> <p>第2条改正として、高石市教育委員会表彰規則の一部を改正し、審査会の組織の委員を教育部長と規定しています。</p> <p>第3条改正として、こども未来部長印の追加に伴い、高石市教育委員会公印規則の一部を改正し、部長印の印影、個数、保管者の規定を改めています。</p> <p>また、加茂幼稚園1園体制の現状に併せ、「幼稚園之印」及び「幼稚園長之印」の個数を「各1」から「1」に改めています。</p> <p>なお、施行期日は、令和8年4月1日としています。</p>
採決	可決

・ 議案第3号 高石市教育委員会事務局事務専決規程及び高石市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程の制定について

教育総務課長	<p>議案第3号「高石市教育委員会事務局事務専決規程及び高石市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程の制定について」説明します。</p> <p>本議案は、先程の議案第2号で説明したとおり、令和8年4月1日から教育委員会事務局内に子ども未来部が設置されることに伴い、教育委員会事務局の組織及び所管事務について、所要の改正を行うものです。</p> <p>議案第3号の主な改正内容について、説明します。</p> <p>13ページから16ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第1条改正として、高石市教育委員会事務局事務専決規程の一部を改正するものです。</p> <p>まず、第2条の見出し中「意義」を「定義」に改正しています。</p> <p>理由としては、「意義」は、役割を説明する包括的な用語であり、「定義」は、対象を厳密に規定し、明確に区別するものであることから、「定義」に改正しています。</p>
--------	---

	<p>次に、室長の補職が廃止されることから、同条第8号を削除し、次号以降を1号ずつ繰り上げています。</p> <p>また、高石市教育委員会通則第6条の各項又は各号の条文規定に合わせ、項又は号のずれを改めています。</p> <p>次に、第5条及び別表（第7条関係）中、室長の補職が廃止されることから、削除のうえ条文の文言整備を行っています。</p> <p>第2条改正として、高石市教育委員会事務局処務規程の一部を改正するものです。</p> <p>こども未来部の創設に伴い、第3条中の「、室」及び「こども未来室」の分掌事務の項を削除し、こども未来部の事務分掌を追加しています。</p> <p>なお、施行期日は、令和8年4月1日としています。</p>
吉村文一委員	こども未来部の児童福祉係の事務分掌に「あおぞら児童会の管理運営に関すること。」とありますが、以前からあったのですか。
教育部長	<p>今般の改正については、こども未来室を廃止し、こども未来部を新設するだけで、今までの事務と変更点は特にありません。</p> <p>委員ご指摘のあおぞら児童会については、児童福祉法による放課後児童健全育成事業で市長権限の事務となりますが、教育委員会のほうに補助執行として、事務の執行のみを行っており、従前と変更ありません。</p>
採決	可決

・ 議案第4号 令和7年度末及び令和8年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員の人事異動について

学校教育課長	<p>議案第4号「令和7年度末及び令和8年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員の人事異動について」説明します。</p> <p>本議案は、高石市教育委員会通則第2条第2項の規定に基づき、令和7年度末及び令和8年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他教育機関の職員の人事異動については、教育長をして臨時代理するものです。</p>
採決	可決

・ 議案第5号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>議案第5号「市長からの意見聴取について」説明します。</p> <p>本議案は、2月26日開催予定の令和8年第1回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた件について、異議ない旨回答することをお諮りするものです。</p> <p>議案の内容について、順に説明します。</p> <p>1の「一般職の職員の給与に関する条例及び高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」については、国の人事院勧告に準じて一般職職員の給与改定を行うための条例改正で、施行期日は、公布の日となっています。</p> <p>主な改正内容は、一般職員及び会計年度任用職員の月例給与と期末手当、勤勉手当を改定するもので、月例給与は若年層に手厚く、平均すると3.3%の引き上げ、期末手当を0.025か月、勤勉手当を0.025か月、合わせて年間0.05か月の引き上げで現在の4.6か月分から4.65</p>
--------	---

か月分とするものです。これらの改定は、令和7年度から適用されます。

また、地域手当の支給率が現行の11%から12%に引き上げられます。こちらは、令和8年4月より適用されます。

次に、人事院勧告以外の所要の改正として、管理職員特別勤務手当（選挙事務や災害時の対応の際に管理職員に対して支給される手当）を役職に関係なく現行の上限15,000円から上限18,000円に引き上げます。また、等級別基準職務表が改正され、所長・園長の職務の級を現行の5級（課長代理、班長又は主幹）から6級（室長、次長、会計管理者、課長、参事又は委員会等の事務局の長）の職の級に改正します。

なお、施行期日は、令和8年4月1日となっています。

次に、2の「高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、一般職員の給与改定が実施されることに伴い、特別職の給与改定を行うための条例改正で、施行期日は、公布の日となっています。

なお、一般職と同様に期末手当を年額0.05か月分加算する改正は、令和7年度から適用されます。

次に、3の「高石市奨学基金条例を廃止する条例制定について」は、奨学基金の貸付事業の利用者が減少していることから、奨学基金の全額を高石っ子基金に移動し、高石市奨学基金条例を廃止するものです。

なお、奨学基金の貸付事業については、高石っ子基金の一部を活用して、今後も継続して実施します。

施行期日は、令和8年4月1日となっています。

次に、4の「令和7年度高石市一般会計補正予算」について、教育費に関するものを説明します。

歳入の繰入金、基金繰入金において、奨学基金繰入金98,170,000円を計上しています。

これは、高石市奨学基金条例を廃止し、奨学基金の全額を高石っ子基金に移動することに伴い、基金を取り崩すものです。

また、歳出の教育総務費、教育指導費、奨学金費の積立金において、奨学基金積立金12,626,000円減額しています。

これは、歳入予算同様、高石市奨学基金条例を廃止し、奨学基金の全額を高石っ子基金に移動することに伴い、奨学基金への積み立て予算を削除するものです。

小学校費、学校管理費の工事請負費において、小学校外壁等改修工事費260,900,000円、中学校費、学校管理費の工事請負費において、中学校外壁等改修工事費280,600,000円、幼稚園費、幼稚園管理費の工事請負費において、幼稚園外壁等改修工事費60,000,000円、合計601,500,000円計上しています。

これは、今年度も実施しましたとおり、園舎・校舎等外壁の劣化状態を確認したところ改修工事が必要と判断しましたので、加茂幼稚園、小学校2校（高石小、高陽小）、中学校2校（高石中、高南中）の校舎外壁の改修及び取石中学校の体育館の外壁改修工事を実施するものです。

ただ今、説明しましたこれら事業については、財源として国の補正予算である学校施設環境改善交付金を活用するとともに、第2表、繰越明許費補正、教育費のとおり予算は、翌年度に全額繰越しを行い、令和8年度において執行するものです。

次に、5の「令和8年度高石市一般会計予算」については、別冊に教育費に関する部分が抜粋されています。

新規事業を中心に主なものを説明します。

歳入の府支出金、府補助金、教育費補助金の小中学校費補助金において、給食費負担軽減交付金 159,588,000 円計上しています。

これは、小学校の学校給食費無償化に対しての国からの交付金となっています。

歳出の教育総務費、教育指導費の負担金補助及び交付金において、校長経営マネジメント支援事業補助金 3,360,000 円計上しています。

これは、三宅みらい教育基金を活用し、各小中学校の学校運営における独自の取組みを推進するため、教育委員会において、校長経営マネジメント支援事業を創設します。校長裁量予算として、予算を配付し、校長は、児童会生徒会の要望や芸術・音楽・観劇などの体験活動、学力向上や授業改善などを通して、子どもたちに直接還元をするものです。

小学校費、学校管理費の工事請負費において、小学校受変電設備改修工事費 12,900,000 円、中学校費、学校管理費の工事請負費において、中学校受変電設備改修工事費 17,000,000 円計上しています。

これは、更新推奨年度を迎えた、小、中学校（羽衣小、東羽衣小、高石中）の高圧電気設備の更新を行います。

また、中学校費、学校管理費の工事請負費において、中学校側溝改修工事費 6,000,000 円計上しています。

これは、取石中学校と取石認定こども園との境界に設置されている側溝が、老朽化により危険な状況であり、園児の安全確保のために改修工事を実施するものです。

小学校費、学校管理費の備品購入費において、校用備品費として、115,327,000 円、中学校費、学校管理費の備品購入費において、校用備品費として、49,283,000 円計上しています。

この予算のうち、三宅みらい教育基金を活用して、児童生徒の熱中症や脱水症状の予防、環境教育への取組みの一環として、大阪・関西万博で使用した給水スタンドを各校1台（900,000 円／1台、予算 9,000,000 円）小中学校全校に設置します。

また、令和2年度に購入し、各小中学校の普通教室に導入したプロジェクター及びスクリーンが長期間使用によるスクリーンの破れやプロジェクター照度の経年劣化が著しいため、国のデジタル活用推進事業債を活用し、電子黒板を購入する予算として、小学校が75型140台で104,027,000 円、中学校が75型60台で44,583,000 円、合計200台148,610,000 円の予算が含まれています。

小学校費、学校給食費、需用費の賄材料費において、203,595,000 円、中学校費、学校給食費、需用費の賄材料費において、97,363,000 円計上しています。

学校給食の米飯提供時において、有機JAS米、特別栽培米の提供を実施するものです。予定時期としては、令和8年10月以降に週1回の提供を開始していく予定としています。令和9年度以降においては、段階的に提供回数を増やし、最終的には学校給食での米飯提供時には、すべて有機JAS米等での提供を実施するスケジュールとなっております。この賄材料費の予算のうち、小学校で3,083,000 円、中学校で1,202,000 円、合計4,285,000 円が有機栽培米等の調達に係る費用となります。

保健体育費、社会体育施設費、運動施設管理費の工事請負費におい

	<p>て、高師浜総合運動施設運動広場人工芝改修工事費 180,855,000 円を計上しています。</p> <p>これは、高師浜総合運動施設広場の人工芝が長期間の使用により、摩耗・亀裂しているため、利用者の安全性と利便性の向上を目的として全面張替を行います。</p> <p>以上で主な事業の説明は、終わりますが、教育費全体の予算としては、前年度が 2,681,586,000 円、今年度が 3,069,633,000 円で、前年と比較して、14.4%の増額となっています。</p> <p>市長からの意見聴取についての説明は、以上です。</p>
佐野慶子委員	<p>全体として、デジタル機器、電子黒板の取替、三宅みらい基金を活用したいろいろな施策を講じていただいております。教育長をはじめ皆様方の努力だと思います。これからも子どもたちのために予算を確保していただき、学校教育、幼稚園教育を充実していただけたらと思います。</p>
山本教育長	<p>三宅みらい教育基金の活用については、その都度教育委員会に諮ったうえで市議会定例会に上程する流れでいいですか。</p>
教育部長	<p>基本的には当初予算で次年度分の取組事業を説明したうえで基金の活用を進めていきたいと思いますが、年度途中で何らかの対策等を検討した場合は、補正予算を使ってとなりますけれども、その際は、また教育委員会に諮った上で進めたいと考えています。</p>
山本教育長	<p>教育委員会所管の事業、予算については、今後、予算審議のうえで確定していくわけですが、執行にあたっては、子どもたち現場の有効に活用されるようお願いしたいと思います。</p>
採決	可決

・報告第1号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	<p>本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定に基づき、21ページ及び22ページ記載の学校教育課1件、社会教育課11件、合計12件の報告をするものです。</p>
山本教育長	<p>報告があったものとして処理します。</p>

・報告第2号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	<p>令和8年1月14日から令和8年2月17日までの当委員会関係諸行事について説明。</p>
山本教育長	<p>報告があったものとして処理します。</p>